

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當るときは、翌日の翌日)

目次

◇規 則
市町村に対して交付すべき昭和四十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

規 則

市町村に対して交付すべき昭和四十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

市町村に対して交付すべき昭和四十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通

交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下「省令」という。)の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和四十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税の所得割に係る基準税額は、市町村ごとに、次の算式によつて算定して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

算式
$$〔 (12,844円 \times \alpha) \times A 〕 \times 1.000915 - B + C + D 〕 \times 0.731$$

算式の符号

A 昭和46年度市町村税課税状況等の調(昭和46年5月21日付受地第341号各市町村長あて総務部長通知に基づく調査をいう。以下同じ。)第12表(8)の表頭「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に別表第二のAに定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 昭和46年度市町村税課税状況等の調第12表(8)の表頭「計」、表頭「税額控除額」のうち(h)欄に係る額に1.211を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

C 昭和46年度市町村税課税状況等の調第16表の表頭「昭和45年度」のうち「計」欄に係る額に1.200を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数がある

るときはその端数金額を1,000円とする。))

D 昭和46年度市町村税課税状況等の調第12表(8)の表側「計」及び表頭「算出税額」のうち「分離短期譲渡所得分」欄及び「分離長期譲渡所得分」欄に係る額の合算額

α 課税標準額の控除ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のBに定める単位数補正率

(市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の法人税割に係る基準税額は、市町村ごとに、第一号に定めるところによつて算定した額から第二号に定めるところによつて算定した額を控除して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

一 次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合算額

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち、二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百二十一條の十三及び第三百二十一條の十四の規定の例により、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.07030 \times 1.000266 + B \times 0.07030 \times 1.000101 + C$$

$$\times 0.06825 \times 1.008839$$

算式の符号

A 昭和46年2月1日から昭和46年9月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和47年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定(期限後申告に係るものを含む。以下同じ。)があつた場

合においては、その最終の課税標準額とする。))

B 昭和46年10月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和47年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。)

C 昭和49年4月1日から昭和46年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和46年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和46年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

ロ 一の法人以外の法人に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

算式

$$D \times 0.07030 \times 0.999288 + E \times 0.06825 \times 0.997800$$

算式の符号

D 昭和46年2月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和47年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。)

E 昭和49年4月1日から昭和46年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和46年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和46年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

二 昭和四十六年度中に地方税法第三百二十一条の第八項の規定により法人税割額から控除された外国税額の百分の七十五の額

(市町村たばこ消費税の基準税額の算定方法)

第四条 市町村たばこ消費税の基準税額は、市町村ごとに、次の算式によつて算定し、知事が当該市町村長に通知した額とする。

算式

$$4.094円 \times (A \times B) \times 0.13575 \times 0.999702$$

算式の符号

A 当該市町村の区域内において昭和46年3月1日から昭和47年2月29日までの間に日本専売公社が売り渡した製造たばこの本数(以下「売り渡し本数」という。)

B 次の算式によつて算定した売り渡し本数の伸び率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div \sqrt{\frac{c}{d}} \right) \times 1.042$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和44年3月1日から昭和45年2月28日までの間の売り渡し本数

c aの売り渡し本数の本県総数

d bの売り渡し本数の本県総数

(電気ガス税の基準税額の算定方法)

第五条 電気ガス税の基準税額は、市町村ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によつて算定した額を合算して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

一 電気料金に係る額

算式

$$(A \times B) \times 0.75$$

算式の符号

A 昭和46年3月1日から昭和47年2月29日までの電気料金に係る電気ガス税として、電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

B 次の算式によつて算定した電気料金に係る電気ガス税の伸び率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div \sqrt{\frac{c}{d}} \right) \times 1.1309$$

a 昭和45年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

b 昭和43年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

c aの収入額の本県総額

d bの収入額の本県総額

二 ガス料金に係る額

算式

$$(C \times D) \times 0.75$$

算式の符号

C 昭和46年3月1日から昭和47年2月29日までのガス料金に係る電気ガス税として、ガス事業者が当該市町村に納付し、又は納入すべ

きであった額の合算額

D 次の算式によつて算定したガス料金に係る電気ガス税の伸び率
(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す
る。)

$$\left(\sqrt{\frac{e}{f}} + \sqrt{\frac{g}{h}} \right) \times 1.0352$$

e 昭和45年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税の
うち現年課税分の収入額

f 昭和43年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税の
うち現年課税分の収入額

g eの収入額の本県総額

h fの収入額の本県総額

(鉱産税の基準税額の算定方法)

第六条 鉱産税の基準税額は、市町村ごとに、次の各号に掲げる区分に応
じ、それぞれ当該各号に定める算式によつて算定した額を合算して、知
事が当該市町村長に通知した額とする。

一 金属鉱業に係る額

算式

$$(9,067円 \times 1.253 \times A \times \alpha) \times 0.0042 \times 0.999$$

算式の符号

A 昭和46年度における現年課税分の課税の基礎となつた金属鉱業の
生産量(昭和46年4月1日現在において閉鎖している作業場に係る
ものとして知事が調査した生産量を除き、1トン未満の端数がある
ときは、その端数を四捨五入する。)

α 別表第三に定める市町村ごとの価格差補正率

二 非金属鉱業に係る額

算式

$$(194円 \times 3.088 \times B) \times 0.0042$$

算式の符号

B 昭和46年度における現年課税分の課税の基礎となつた非金属鉱業
の生産量(昭和46年4月1日現在において閉鎖している作業場に係
るものとして知事が調査した生産量を除き、1トン未満の端数があ
るときは、その端数を四捨五入する。)

(木材引取税の基準税額の算定方法)

第七条 木材引取税の基準税額は、省令別表第十六に定める素材基準価格
に同表に定める用途区分ごとの素材生産推定量(知事が調査した市町村
ごとの昭和四十三年、昭和四十四年及び昭和四十五年における用途別素
材生産量を三で除して得た数に別表第四に定める率を乗じて得た数をい
う。)をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

(自動車重量税の基準税額の算定方法)

第八条 自動車重量税の基準税額は、市町村ごとに、次の算式によつ
て算定して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

算式

$$15,5926903円 \times A + 4,3010304円 \times B$$

算式の符号

A 昭和46年4月1日現在における市町村道(自動車重量税と税法施
行規則(昭和46年自治省令第18号。以下「18号省令」という。))第
1条に規定するものを除く。以下同じ。)の延長を18号省令第2条

及び第3条に定めるところによつて補正したものの数値

B. 昭和46年4月1日現在における市町村道の面積を13号省令第2条及び第3条に定めるところによつて補正したものの数値

附 則

この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和四十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。

別表第一

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乘する率

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下	五・二〇三
十万円以下	一・八三六
十五万円以下	一・三〇七
四十万円以下	一・〇六四
七十万円以下	一・〇二二
七十万円超	一・〇〇四
百万円超	一・〇〇二
百万円超	一・〇〇一
二百五十万円超	一・〇〇〇

別表第二

市町村民税所得割に係る単位額補正率

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇三六	一・一九六	東郷町	一・二〇六	〇・七七九
米子市	一・〇二九	一・一二一	三朝町	一・〇八六	〇・八一〇
倉吉市	一・〇二〇	〇・九九〇	関金町	一・〇四一	〇・六九八
境港市	一・〇八一	一・〇一〇	北条町	〇・九八一	〇・六八五
国府町	一・〇一五	〇・七二七	大栄町	〇・九六六	〇・八六九
岩美町	一・〇七〇	一・〇〇〇	東伯町	一・〇二七	〇・七三四
福部村	一・一二二	〇・五九一	赤橋町	一・一〇六	〇・九一三
郡家町	一・〇六四	〇・七二四	西伯町	一・〇二七	〇・六四八
船岡町	一・一二五	〇・六三八	会見町	〇・九〇七	〇・七九〇
河原町	一・一一五	〇・八二七	岸本町	〇・九二三	〇・五九〇
八東町	一・一〇六	〇・六九八	日吉津村	一・〇一四	〇・七八四
若桜町	一・〇七七	〇・六〇七	淀江町	一・〇二三	〇・八〇一
用瀬町	一・一〇九	〇・七五五	大山町	〇・九八八	〇・六五八
佐治村	一・三九〇	〇・五四五	名和町	〇・九六五	〇・六七三
智頭町	一・〇九二	一・二九〇	中山町	一・〇九六	〇・七二九
気高町	一・〇七三	〇・六九九	日南町	〇・九二〇	一・〇六六
鹿野町	一・〇八〇	〇・七三〇	日野町	一・〇〇八	一・〇一七
青谷町	一・一三九	〇・六八九	江府町	一・〇二五	〇・七三〇
羽合町	一・〇九四	〇・六五二	溝口町	一・〇二〇	〇・八四〇
泊村	一・二二〇	〇・六二〇			

別表第三

鉾産税に係る価格差補正率

市町村名	価格差補正率
米子市	〇・二六二
日南町	一・〇〇六

別表第四

木材引取税に係る素材生産量補正率

区 分	素材生産量補正率
杭木用材及びパルプ用材として使用するもの	〇・六〇三三三五
その他のもの	〇・五九九一〇〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】